

「南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）」 制定に係るパブリックコメント手続の実施について

【条例制定の趣旨】

高齢化率の進展に伴い、認知症の人の数は更に増えていくと見込まれ、誰もがなり得る可能性のある身近なものとなっている。そのため、認知症を他人事ではなく、自分事として捉え、認知症を知り、備え、人とつながることが大切であり、市民への認知症の理解促進を図る必要があることから、市では、認知症と共に生きる意識を高め、認知症になっても、安心していきいきと笑顔で互いに支え合いながら暮らせる共生社会を目指し、条例を制定します。

【公表する資料】

- (1) 「(仮称) 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）」の概要
- (2) 「(仮称) 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）」
- (3) 「(仮称) 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）」の解説

【素案の公表及び意見の提出期間】

令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月） ～ 令和 6 年 1 2 月 1 4 日（土）

【公表場所】

長寿福祉課、市役所市民課、各区役所、各生涯学習センター、
市民情報交流センター、市ホームページ

【意見等の提出方法】

- (1) 意見提出の書式は自由
意見提出の際は、住所、氏名、電話番号を明記
- (2) 提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

【意見の提出及び問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
長寿福祉課 地域包括ケアシステム推進係
電 話：0244-24-5404
FAX：0244-24-5740
電子メール：chojufukushi@city.minamisoma.lg.jp